

令和 6 年度加美町農業委員会
第 5 回定例総会議事録

令和 6 年 8 月 2 6 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第5回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和6年8月26日（月）午後1時30分～午後1時50分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員（農業委員16名 / 農地利用最適化推進委員6名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第11号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和6年度 加美町農業委員会 第5回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員16名、農地利用最適化推進委員6名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 坂上昌哉委員、14番 佐藤健喜委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕充次長） 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和6年8月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号1

所在地 下新田字小路合の田 他3筆

面積 合計4,947㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

所在地 谷地森字新本郷の田

面積 2,983㎡

基盤強化促進法

〔 以上2件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年8月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

申請番号 1

申請地 字田中浦の田

面積 8 9 2 m²

耕作者へ贈与するもの

申請番号 2

申請地 字城内の田

面積 9 1 5 m²

耕作者へ売買するもの

申請番号 3

申請地 宮崎字道城二番の田

面積 5 2 9 m²

耕作者へ売買するもの

〔 以上 3 件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 1 番・2 番について 1 0 番 畠山智史委員お願いします。

＊1 0 番（畠山智史委員） 申請番号 1 番につきましては、8 月 2 0 日に譲渡人・譲受人へ電話で聴き取り調査を行いました。譲渡人は譲受人の叔母にあたっており、5 0 年以上前から耕作は譲受人に依頼しておりました。現在は畦畔を取り払って作付されているそうです。聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。

続いて申請番号 2 番についてです。8 月 2 3 日、譲渡人へは直接自宅へお邪魔しお話を伺いました。申請地は西側に譲受人の所有する田が隣接しており、以前から売買のお話はあったようです。調査にあたり譲受人へ電話をかけましたが、携帯も自宅も繋がらず、ご自宅にも何度か伺ったのですがいずれも不在で、確認を取ることができませんでした。このようなケースは初めてなので事務局から補足説明をお願いします。

＊議長（板垣文一会長） では事務局。

＊事務局（鎌田裕充次長） 譲渡人・譲受人は先月の 7 月 1 6 日、直接お二人で事務局へ申請にいらしております。申請地は 5 ～ 6 枚程度田が並んだ区画の一番東側で、直西隣 2 枚が譲受人の所有する田でございます。譲渡人が譲り受けてくれる耕作者を探していたところ、隣地の譲受人が売買に応じて良いとの意向で今回の申請となりました。担当者としましては、譲受人が所有する田と隣り合っていること、両者の売買・耕作の意思を確認していることから問題ないかと思います。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。事務局へは譲渡人・譲受人のお二人が直接申請されているということです。

では次に申請番号３番について１６番 板垣が報告します。

＊１６番（板垣文一委員） 申請番号３番の売買による所有権移転について、８月１８日に譲渡人へは電話にて、譲受人には直接お会いして聴き取り調査を実施し、現地を確認して参りました。当該農地は県道柳沢線に面しており、譲受人自宅入り口前の農地でございます。譲渡人のご実家が譲受人宅の隣にございまして、月崎地区に嫁いだ譲渡人が相続し所有しておりました。譲受人が所有する農地と隣接しているため、以前より譲渡人から借りて耕作しておりましたが、今回お二人の間で売買の話がまとまり申請に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） 現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） はい、２番 杉村委員。

＊２番（杉村昭宏委員） 申請番号２番の件ですが、事務局申請時に本人へ要望を聴き取りしてお互いに同意しているとのことですので、私は問題ないと思います。

＊議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第９号 農地法第３条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第９号 農地法第３条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第6 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（畠山明大係長） 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年8月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 字町裏の田 2筆

面積 合計1,984㎡

申請事由 売買による条件付売買予定地の造成

事業計画 許可日着工予定 / 令和9年7月31日完成予定

申請地は加美町役場の南東約700mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設・教育施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

〔 以上1件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、13番 坂上昌哉委員お願いします。

＊13番（坂上昌哉委員） 令和6年8月16日、小山京子委員、佐藤健喜委員、事務局と、譲受人である事業者立会いのもと現地調査を行って参りました。

東側は既存の土留めを利用し、北側と西側には土留めを新設して土砂の流出を防ぎます。用排水施設はなく、雨水は新設水路より町道側溝へ放流。生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はございません。周辺は農地との接続もなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第11号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第11号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（鎌田裕次次長） 議案第11号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。
- 令和6年8月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
- 今月の農用地利用集積計画の審議は、売買3件、使用貸借1件でございます。

申請番号1

申請地 下新田字小原の田 他5筆
面積 合計5,224㎡
権利移動の種別 売買

申請番号2

申請地 字保室の田
面積 1,346㎡
権利移動の種別 売買

申請番号3

申請地 谷地森字新本郷の田
面積 2,983㎡
権利移動の種別 売買

申請番号4

申請地 字雷東の田 他22筆
面積 合計45,411㎡
権利移動の種別 使用貸借

〔 以上4件の集積計画について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 申請番号4番の使用貸借について、家族間での貸借となっておりますが、こういった理由での契約なのか伺います。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（鎌田裕充次長） 譲渡人は譲受人のおじいさんであります。お孫さんである譲受人が、今年新規就農するということで現在認定を申請しております、以前使用貸借を結んでいた息子さんとの契約を解約し、お孫さんとの契約を結び直したという経緯でございます。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第11号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和6年度加美町農業委員会 第5回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時50分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年8月26日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 坂 上 昌 哉

署名委員 佐 藤 健 喜